

海洋開発等重点戦略【概要】

1. はじめに

- 我が国は四面環海、かつ、世界第6位の管轄海域を有する海洋大国。
 - 我が国の周辺海域を取り巻く情勢は近年一層緊迫化。また、脱炭素社会の実現等の社会的要請が高まるとともに、人口減少・労働力不足など、社会的課題の深刻化も懸念されている。
 - 他方で、自律型無人探査機(AUV)、海洋資源開発等の海洋関連技術は進展。
- ➡ 海洋開発を大きく変革する可能性のある新技術を梃に、国産海洋資源⁽¹⁾を始め、我が国の安全保障・経済安全保障を強化する分野、市場の飛躍的な成長が期待される分野、脱炭素社会の実現等社会課題の解決に資する分野など、**フロンティアの開拓を進め、我が国の成長につなげる**ことが重要。
- 1 メタンハイドレート、石油・天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥等

複数年度を視野に入れた「海洋開発等重点戦略」⁽²⁾を総合海洋政策本部が策定

2 海洋基本計画に掲げられている施策のうち、国益の観点から特に重要であって、府省横断で取り組むべき重要ミッション(海洋開発等重点施策)を実現するための戦略

海洋の開発・利用に関する施策のうち、**国益の観点から特に重要であって、各府省の取組に横ぐしを刺して、府省横断で取り組むべきもの**について、海洋環境保全との調和を念頭に、その強力な推進を図る。

2. 重要ミッション(海洋開発等重点施策)についての基本的な方針

- 達成目標・使命：
海洋開発等重点戦略に基づき、必要な予算を確保して、海洋環境保全と調和した海洋の開発・利用の強力な推進を図ることにより、「**総合的な海洋の安全保障**」及び「**持続可能な海洋の構築**」を通じた**海洋立国の実現**を目指す。
- 重要ミッションの選定基準：
・上記の目標・使命を達成するため、**安全保障・経済安全保障の強化、経済成長への貢献、社会的課題の解決への貢献度が高く、社会実装・産業化・国際展開等の観点から、府省横断で戦略的かつ強力に取組を進めるべきもの**を選定。
・選定に当たっては、**参与会議の議論を経て、総合海洋政策本部の了承**を得る。
・**重要ミッションは原則5年で終了**(ただし、成果等を十分検証した上で、なお必要があると認められる場合は、必要な見直しを実施した上で継続可)。
- 重要ミッションの推進に当たっての基本方針
・総合海洋政策本部を司令塔とし、その実務を担う内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係各府省の連携で推進。
・参与会議を始めとする産学の知見を最大限活用。**毎年度フォローアップを実施**し、必要な改善・実施を確保。
・重要ミッション相互の連携を図るとともに、宇宙政策等の他分野との連携等により、**効率的・効果的な推進**を図る。

3. 重要ミッションの内容及び目標

1) 自律型無人探査機(AUV)の開発・利用の推進

- 海洋分野の省人化、生産性向上等に資するAUVについて、
- ・洋上風力発電等の現場での**利用実証** 自律型無人探査機(AUV)
 - ・AUV官民プラットフォームの**運営**
 - ・実利用を見据えた**制度環境整備、研究開発**等を実施し、社会実装を加速化する。
- 【目標】令和12(2030)年までに我が国のAUV産業が育成され、海外展開までを可能とする。



2) 海洋状況把握(MDA)及び情報の利活用の推進

- 海洋関連の多様な情報を集約・共有することで海洋の状況を効率的・効果的に把握する取組であるMDAに関して、
- ・「**海しるビジネスプラットフォーム**」^()の**構築**等による海洋情報の産業分野への利活用促進
「海しる」を基に構築し、民間企業等の有償情報を含む多様なデータを提供可能とするもの
 - ・**衛星データやAI等の活用によるデータ解析手法の高度化**
 - ・**シーレーン沿岸国等への面的支援**等を実施。
- 【目標】令和11(2029)年度までに、「海しるビジネスプラットフォーム」を構築 等



3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**洋上風力発電のEEZ展開に向けた法整備を始めとする制度整備**を実施

【目標】2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000-4,500万kWの案件形成(政府目標)。国内調達比率を2040年までに60%に(産業界目標)

4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

- 南鳥島周辺海域のレアアース生産の社会実装支援のための調査、南鳥島における既存施設・制度等のレビュー等**を実施。
- SIP:戦略的イノベーション創造プログラム
- 【目標】SIPによる社会実装プランの取りまとめ(令和9(2027)年度目標)を支援し、社会実装の早期実現を目指す。

5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

- 経済活動を行う海域の変化・縮小リスクの低減を通じ、海洋における経済活動・投資を促進するため、国境離島の合理的・効果的な状況把握・評価を実施するための「**地形照合システム**」の**整備等**を実施。
- 【目標】令和10(2028)年度までに国境離島の地形変状の状況を早期把握できる環境・体制を整備 等



6) 北極政策における国際連携の推進等

- 「我が国の北極政策」を踏まえ、**国際シンポジウム等の開催、北極域研究船「みらい」の国際研究プラットフォーム化等**に取り組む。
- 【目標】取組の成果を活用し、北極海航路や北極域における**鉱物資源・生物資源の開発等**を我が国経済への貢献につなげる。

「みらい」イメージ図

4. 重要ミッションの実施に関し必要な事項

- 重要ミッションごとの担当参与の助言を得ながら、総合海洋政策本部及び海洋事務局担当参事官を中心に、企画・立案・総合調整や、施策の実施状況の確認、施策の見直し等を実施。
- 重要ミッションの着実な実施、課題等の確認に役立てるため、**重要ミッションごとに工程表を作成**。
- 政府は、**工程表に基づき、参与会議の知見を経て、毎年度フォローアップ**を行い、必要な改善・見直しを実施。
- 総合海洋政策本部は、フォローアップの結果を踏まえ、**必要がある場合には、重要ミッションの改変を含めた見直し**を実施。